

議第 114 号

岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、岐阜県市町村会館組合規約（平成 5 年 12 月 20 日岐阜県指令伊総第 891 号）の一部を変更する規約を別紙のように定めることについて関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

岐阜県市町村会館組合を解散するにあたり、地方自治法施行令第 218 条の 2 の規定に基づく特別の定めとして事務の承継を岐阜県市町村会館組合の規約に追加することについて、関係地方公共団体での協議をするため。

岐阜県市町村会館組合規約の一部を変更する規約

岐阜県市町村会館組合規約（平成5年12月20日岐阜県指令伊総第891号）の一部を次のように変更する。

第12条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

組合の解散に伴う事務の承継にあつては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定める。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

岐阜県市町村会館組合規約の一部を変更する規約

岐阜県市町村会館組合規約（平成 5 年 12 月 20 日岐阜県指令伊総第 891 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（その他） 第 12 条 <u>組合の解散に伴う事務の承継にあっては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定める。</u> <u>2</u> この規約に定めるもののほか、組合の管理及び執行に関し必要な事項は、組合の議会の議決を得て、組合長が定める。	（その他） 第 12 条 この規約に定めるもののほか、組合の管理及び執行に関し必要な事項は、組合の議会の議決を得て、組合長が定める。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

【参考資料】

岐阜県市町村会館組合規約の一部を改正する規約要綱

1. 改正理由

岐阜県市町村会館組合（以下「組合」という。）を解散するにあたり、地方自治法施行令第 218 条の 2 の規定に基づく特別の定めとして事務の承継を追加するため、当該規約の一部を改正するものです。

2. 概要

- （1） 組合の解散に伴う事務の承継については、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定めるとします。

（第 12 条関係）

- （2） 改正後の規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行します。

（附則関係）